

第15号様式（第9条第1項）

少量危険物等タンク検査申請書

年 月 日

柏市消防長 宛て

① 申請者
住所 千葉県柏市柏〇番地〇
(電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 消防 太郎

②

設置者	住所	千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎		
少量危険物又は指定可燃物の別	③ 少量危険物			
タンク構造	形状	④ 角型		
	寸法	⑤ 縦:2,410mm 横:1,500mm 高さ:1,850mm	容量	⑥ 980 ℓ
	材質記号及び板厚	⑦ SS400 屋根板 3.2mm 側板 3.2mm 底板のみ 4.5mm		
タンクの最大常用圧力	⑧ 常 圧			k Pa
検査の種類及び希望検査年月日	⑨ 水張検査 令和〇〇年〇〇月〇〇日			
※ 受付欄	※ 経過欄		※ 手数料欄	
	検査年月日			
	検査番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

- ① 申請者は、検査を受けるタンクの製造者、所有者、管理者又は占有者の住所及び氏名を記入してください。
- ② 設置者は、タンク設置者の住所及び氏名を記入してください。設置者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- ③ 少量危険物又は指定可燃物の別は、危険物の規制に関する政令別表第3又は柏市火災予防条例別表第8を参考に該当するものを記入してください。
- ④ 形状は、検査を受けるタンクの形状を記入してください。
(例) 縦置円筒型・横置円筒型・角型・だ円型 等
- ⑤ 寸法は、検査を受けるタンクの寸法を記入してください。
(例) 縦置円筒型：内径，高さ
横置円筒型：胴長，内径，鏡出，全長
角 型：縦，横，高さ
だ 円 型：長さ，幅，高さ
- ⑥ 容量は、危規則第2条及び第3条に規定する計算方法により、算定した容量を記入してください。
- ⑦ 材質記号及び板厚は、材質にあつてはJIS記号(SS400等)を記入してください。
板厚にあつてはそれぞれ使用する箇所により板厚を記入してください
SS400以外の材質を使用する場合は、その材質がSS400 3.2mmと同等以上の強度があることが分かる計算書を添付してください。
- ⑧ タンクの最大常用圧力は、非圧力(常圧)タンクにあつては「常圧」又は「0」と記入してください。
圧力タンクは、「加圧」又は「減圧」の別及び最大常用圧力を記入してください。
- ⑨ 検査の種類及び希望年月日は、種類は水張又は水圧の該当する種別を記入し、水圧の場合は検査圧力も併せて記入してください。
希望年月日は消防と調整し、記入してください。来署時に記入していただくことも可能です。

補足事項

- ① 手続きの時期：いつでも手続きできます。
- ② 手続き可能な方：検査を受けるタンクの製造者、所有者、管理者又は占有者
- ③ 代理人による手続き：可能(上記の者から代理人への委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
 - 1.少量危険物等タンク検査申請書
 - 2.検査を受けようとするタンクの構造明細図書
- ⑦ 手続きにかかる費用：柏市手数料条例に掲げる金額
(補足) 手数料の御支払いは納付書による振込になります。納付書は申請時にお渡しします。
- ⑧ 手続き後にお渡しするもの
 - 1.申請書の副本
 - 2.少量危険物等タンク検査済証(正本・副本)
- ⑨ 注意事項：申請から検査日までに金融機関窓口から手数料納付をしていただく必要がありますので、余裕をもって申請してください

柏市手数料条例に基づく危険物製造所等に係る申請手数料一覧

単位：円

施設区分	指定数量	許可申請		完成検査申請	
		設置	変更	設置	変更
製造所	10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
	10を超え50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
一般取扱所	50を超え100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500
	100を超え200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250
屋内貯蔵所	200倍を超えるもの	92,000	46,000	46,000	23,000
	10倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
	10を超え50倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
	50を超え100倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
	100を超え200倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
屋外タンク貯蔵所	200倍を超えるもの	66,000	33,000	33,000	16,500
	100倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
	100を超え1万倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
地下タンク貯蔵所	1万倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
	100倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
屋内タンク貯蔵所	100倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750
簡易タンク貯蔵所		26,000	13,000	13,000	6,500
移動タンク貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250
	積載式以外のもの	26,000	13,000	13,000	6,500
屋外貯蔵所	積載式のもの	39,000	19,500	19,500	9,750
		13,000	6,500	6,500	3,250
給油取扱所		13,000	6,500	6,500	3,250
	屋外給油取扱所	52,000	26,000	26,000	13,000
販売取扱所	屋内給油取扱所	66,000	33,000	33,000	16,500
	第1種販売取扱所	26,000	13,000	13,000	6,500
	第2種販売取扱所	33,000	16,500	16,500	8,250
申請区分		金額	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に		
仮使用承認申請		5,400	基づき、柏市手数料条例の定めによる。		
仮貯蔵仮取扱承認申請		5,400	備考1		
水張検査	容量 1万L 以下	6,000	2百万を超えた場合は、		
	1万を超え百万L以下	11,000	15,000円+百万毎に		
	百万を超え2百万以下	15,000	4,400円を加算する。		
	2百万を超えるもの	備考1			
水圧検査	容量 600L 以下	6,000	備考2		
	600を超え1万L以下	11,000	2万を超える場合は、		
	1万を超え2万以下	15,000	15,000円+1万毎に		
	2万を超えるもの	備考2	4,400円を加算する。		
柏市火災予防条例第47条の2の規定による手数料			水張検査		6,000
			水圧検査	容量600以下	6,000
				600を超えるもの	11,000